

長期拘束心むしばむ

48年目の「無実」 袴田事件再審決定

3/29 A 中

死刑囚、常に執行の恐怖

「再審開始が決定した27日。東京拘置所の面会室では、一家4人を殺害し、放火したとして死刑判決が確定した袴田巖さん(78)と、裁判のやり直しを告げる姉ひで子さん(81)との、かみ合わせのやりとりが続いた。逮捕から48年。弁護人の戸館圭之弁護士は「長期間の収容で、精神を病んでい

る」と説明する。釈放から一夜明けた28日。ひでさんは都内で開かれた会見で、「解放されたということは分かっているようです」と語った。

拘束で精神に異常が生じる拘禁反応は、身柄の拘束が解かれると回復が進む傾向があるという。「袴田さん今後、回復する可能性はある」

「いつ死刑が執行されるのかわからない状況下での、長期の拘禁による反応に思える」

拘置所での勤務経験もある公立豊岡病院(兵庫県)の精神科部長吉岡隆一さん(52)は指摘する。長期間の

死刑囚は隔離された独房に入れられ、「心情の安定」を理由に外部との接触を厳しく制限される。また、絞首刑による死刑執行は当日朝に突然宣告されるため、常に恐怖にさらされる。

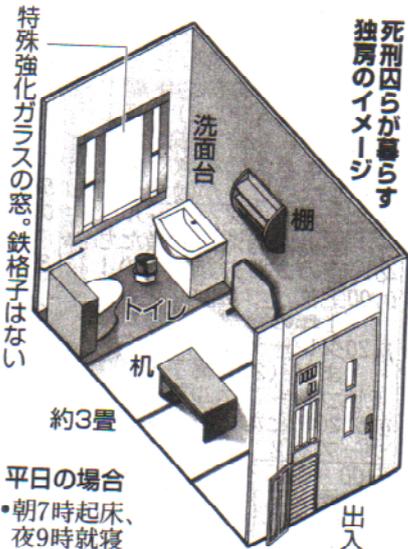
を主張したが、80年に死刑が確定。82年にひで子さんに宛てて書いた手紙には「私は死刑囚という特殊な境遇にテッチ上げられ、初めて死刑の残虐の何たるかを熟知した」とつづった。奇妙な言動が始まったのは死刑が確定した80年ごろ。「電気を出すやつがいる」「食べ物に毒が入っている」。00年以降は「姉はいない」と、ひで子さんの面会すら拒みだした。

03年、巖さんに面会したことがある。保坂さんの問いかけに巖さんは「(自分は)全能の神である」「東京拘置所は廃止された。俺は所長」などと答えた。保坂さんは「死刑への恐怖から、妄想の世界に入り込んでいた」と振り返る。

弁護団は04年、ひで子さんを巖さんの成年後見人にするよう裁判所に申請。東京家裁は08年の審判で、長期拘置が拘禁反応を招き、

状態など、大臣としても分からないことだらけだった」。民主党政権時代に法相を務めた千葉眞子弁護士は、在任中から死刑囚の処遇に疑問を感じていた。法相時代の10年、全国の拘置所に収容されている死刑囚の精神鑑定を実施した。法務省によると、今回の再審開始決定前の今月26日現在で、全国の死刑囚は131人。死刑確定からの収容期間が30年以上は袴田さんを含め4人いた。袴田さんは確定から約33年収容されていたが、福岡市で66年に起きた強盗殺人事件の尾田信夫死刑囚は約43年に及ぶ。国連の拷問禁止委員会は昨年5月、外部との連絡制限や、執行を事前に知らせない点などを明白な人権侵害と指摘。政府に改善を求めている。

千葉氏は言う。「袴田さんのようなケースもある。死刑の存廃だけではなく、現に大変な状況にある死刑囚の処遇をどう改善すべきか。幅広い議論が必要だ」



死刑囚らが暮らす
独房のイメージ

約3畳

- 平日の場合
- 朝7時起床、夜9時就寝
 - 面会は1日1回30分まで
 - 手紙の発信は1日通まで

精神を病んだと認定した。ひで子さんが最後に面会したのは10年8月。「救出の議員連盟ができたの。この人が会長さんよ」。ひで子さんの呼びかけに巖さんは「夢を見てさ。竜宮城に行ってきた」。拘置所側からは「認知症が進んでいる」と説明があった。

刑事訴訟法では、死刑の意味が理解できない「心神喪失」状態にある場合は執行を停止すると定める。ただ、誰がどう判断するかなどの具体的な定めはない。「収容の長期化で精神的に病んだ場合の対処が明確でない。執行の順番や健康